

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

路線バスは、川越駅、本川越駅を起点として運行しており、複数の路線が重なる中心部では本数が多くなっているが、郊外に行くにつれて本数が少なくなる。また、中心市街地においては渋滞のため路線バスの定時性が損なわれ、利用者にとっては利用しづらい状況となっている。

市中心部を通る主要幹線である中央通り線は駅利用者の送迎や買い物客の一時的駐車や荷捌駐車などによる渋滞が発生している。中央通り線の一番街周辺は、当初昭和11年に都市計画道路として拡幅が決定され、その後昭和37年に幅員を20mとする計画に変更されたが、事業実施に至らなかった。そのことが蔵造りの町並みにとっては幸いとなり、伝統的建造物群保存地区の都市計画決定へとつながったといえる。平成11年に伝統的建造物群を保存する措置として仲町から札の辻間の計画幅員を、全国的にも類を見ない現道幅員へと縮小変更をしている。しかし、この中央通り線は主要幹線道路として今なおその役目を果たしており、地域の交通上必要不可欠なものとなっている。観光客が多く訪れるこの地域についても、通行車両が多く渋滞を引き起こしており、自動車、自転車と歩行者が交錯するような状況が見られる。

そのため、中心市街地の活性化には、道路整備の他、公共交通機関の利便性の向上や交通円滑化方策により、渋滞の緩和を図り、中心市街地内での移動を円滑に行えるようにする必要がある。

一番街周辺においては幹線道路としての機能を保持しつつ歩行者の安全を確保するといった課題の解決を図るため、交通規制等の何らかの交通円滑化方策が必要である。さらに、郊外型駐車場を活用したパークアンドライドの利用促進を図る必要がある。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

特になし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

特になし

#### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業


事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 8-1	・川越市	・川越駅東口エレベーターは川越駅	●支援措置の	

<p>市道 0006・0007 号線（エレベーター改修工事）</p> <p>●事業内容 ・エレベーター改修 3 基</p> <p>●実施時期 平成 28 年度～29 年度</p>		<p>東口第一種市街地開発事業として平成 2 年～平成 3 年にかけて設置されており、経年劣化が進んでいる。また、部品供給は平成 29 年に終了してしまい、耐震性にも課題がある。改修を行うことにより円滑に移動できる機能を確保し安全で安心なまちづくりが図られる。</p> <p>・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>内容 ・防災・安全 交付金（道路事業）</p> <p>●実施時期 平成 28 年度～29 年度</p>	
---	--	---	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業  
特になし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 8-2 交通円滑化方策</p> <p>●事業内容 ・北部中心市街地の交通円滑化方策の調査、検討、実施 ・公共交通機関の利用促進</p> <p>●実施時期 平成 19 年度～</p>	<p>・川越市 ・バス事業者 ・川越市 公共交通利用促進協議会</p>	<p>・一番街周辺地域の交通規制等の方策を用いて、本計画期間内に歩行者等の交通上の安全を確保する。</p> <p>・蔵造りの町並み保全のため、この地域の都市計画道路中央通り線は、拡幅しないこととし縮小変更したことから、混雑する市内の交差点について、実証実験やシミュレーション結果等により、その方策を検討していく。</p> <p>・バスや鉄道などの公共交通機関の利用促進のほか、郊外型駐車場を活用したパークアンドライドにより中心市街地に流入する交通量を抑制することで交通渋滞の緩和を図る。</p> <p>・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

		 <p>【第三次川越市総合計画から抜粋】</p>		
<p>●事業名 8-3 川越市自転車シェアリング</p> <p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有人窓口 2 箇所</li> <li>・ 自転車 145 台</li> <li>・ サイクルステーション 17 箇所</li> </ul> <p>●実施時期 平成 25 年度～</p>	<p>・川越市</p>	<p>・ 中心市街地、特に川越駅周辺から観光の拠点となっている北部地域については、城下町特有の狭い道路に多くの交通が集中しているため、交通渋滞対策と歩行者の安全確保を進め、歴史的な町並み保全と歩行者が歩いて楽しめるまちづくりが急務となっている。</p> <p>・ 観光スポット間の移動時間が短縮されることで、その分、来街者の当該地での滞在時間を引き延ばすことが可能となり、活力とにぎわいの創出に繋がるものと考えられる。このために、自転車シェアリング事業は有効な方策である。</p> <p>・ 自動車によらずとも、自転車シェアリングにより素早く、手軽に観光スポット間を移動できることが定着すれば、来街時における公共交通機関の利用促進に繋がり、ひいては、中心市街地における自動車交通量の削減に資するものとなる。</p> <p>・ 本事業により、移動手段の多様化による都市の魅力、回遊性向上、環境面での効果が期待できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		